制定　近運旅二公示第１３号
改正　近運自二公示第３８号
改正　近運自二公示第３５号
改正　近運自二公示第４１号
改正　近運自二公示第４９号

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に際し
原価計算書等の書類の添付を省略できる場合について

道路運送法施行規則第１０条の３第３項により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に、原価計算書その他の運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の添付が必要ないと認める場合を下記のとおり定めたので公示する。

平成２１年１０月　１日

近畿運輸局長　　原　　喜　信

記

【原価計算書の書類の添付が省略できる場合】
　申請しようとする運賃が、基本運賃のみの変更であり、かつ、公示した自動認可運賃と同一である場合。

附　則
本公示は、平成１４年２月１日以降実施する。
なお、本公示による申請の受付は、平成１４年２月１日以降開始する。

附　則（平成１５年９月２２日近運自二公示第３８号改正）
記２の規定は、現在申請を受け付けている事案から適用する。

附　則（平成１６年１０月　１日近運自二公示第３５号改正）

記２の規定は、現在申請を受け付けている事案から適用する。

附　則（平成１８年１１月１６日近運自二公示第４１号改正）

改正後の規定は、平成１８年１１月１６日以降受け付けた申請より適用する。

附　則（平成２１年１０月　１日近運自二公示第４９号改正）

改正後の規定は、平成２１年１０月　１日以降に処分するものから適用する。